

理 由 書

本理由書は、寄居都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 寄居都市計画区域における位置等

寄居都市計画区域に含まれる土地の区域は、寄居町の全域及び深谷市の行政区域の一部です。

【寄居町：3・4・20 東伴場地通り線】

当該路線は、県道赤浜小川線を起点として、東武東上線を横断し、一般国道254号へ至る延長約840m、幅員16mの幹線街路です。

II 変更の理由

3・4・20 東伴場地通り線については、寄居町が本路線と交差する3・4・21 南側上町通り線の線形変更を行うことにより、交差箇所が東側に移動することから、本路線に設けていた右折車線の区間を交差位置の移動にあわせるため、一部区間の幅員を変更するものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	内 容
3・4・20 東伴場地通り線	約 840m	2	16m	・一部区間の幅員を変更する。

IV 関連する都市計画の変更

- ・道路（寄居町決定）
- ・用途地域（寄居町決定）
- ・防火地域及び準防火地域（寄居町決定）